

令和3年度

大岡地区ほか水質計器保守点検業務委託

特記仕様書

長野市上下水道局水道維持課

西部出張所

大岡地区ほか水質計器保守点検業務委託にあたり契約書によるほか、この仕様書により次の事項に留意して業務にあたるものとする。

【 総則 】

1 目的

この仕様書は、大岡地区・信州新町地区・中条地区における無試薬形残留塩素計及び表面散乱形濁度計の保守点検を委託する場合において、その業務要領を定めることを目的とする。

2 委託業務の履行義務

残留塩素計・濁度計の機能を十分発揮できるよう、契約書及び仕様書に基づき委託業務を完全に履行するものとする。

3 業務の再委託について

- (1)受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2)前記(1)の「主たる部分」とは、当該業務のうち、点検調整の業務とする。

4 委託業務の内容

この委託業務は、残留塩素計・濁度計の機能維持を図るため当該機器の点検調整を行い、併せて劣化及び摩耗などについて技術的評価を行うものとする。消耗部品については取替える。

5 業務の心得

業務の公共的使命の重大性を自覚し、業務の履行には常に誠実を持ってあたり、事故や災害発生を防ぐため最善の注意をはらい行うものとする。

6 労務管理

受注者は業務の履行にあたり、労務管理並びに安全管理に関する、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守するものとする。

7 安全確保

受注者は業務の履行にあたり、業務の安全を確保するため必要な安全措置を講じ、業務を常に安全に努めなければならない。

8 管理技術者の選任

受注者は業務の履行にあり、管理技術者を選任し、必要事項を記載して届け出るもの

とする。また、管理技術者の変更を生じたときも同様とする。

9 管理技術者の職務

管理技術者は、契約書及び仕様書の内容を把握し、業務を円滑に履行するよう努めるとともに、技術者の指導監督を適切に行うものとする。

10 業務実施時期

業務の実施時期は、契約日から令和4年2月4日までの土曜・日曜・祝休日・年末年始を除く就業時間内とし、施設管理に支障とならないよう監督員と協議により実施する。

11 委託料の支払い

委託料の支払いについては、業務完了後に支払いを行うものとする。

【 書類 】

12 提出書類

業務の履行にあたり、次の書類及び監督員から提出を求められた書類を遅延なく提出するものとし、提出部数については監督員の指示によるものとする。

(1)業務着手前

- ①管理技術者届
- ②技術者名簿
- ③業務計画書
- ④緊急体制連絡表
- ⑤各種資格証の写し

(メーカー純正部品の取り扱いが可能であることを証する書類、保守点検・部品交換等の施工実績を証する書類)

⑥保菌検査成績書

- ・本業務委託において、水道施設敷地内に立入る者は、水道法第21条に基づいた健康診断（保菌検査）を実施し、保菌検査（検便）成績書を提出すること。
- ・検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌（チフス・パラチフスを含む）腸管出血性大腸菌 0-157とする。
- ・保菌検査（検便）成績書の有効期限は6ヶ月とする。

(2)業務完了時

- ①業務(一部)完了届
- ②保守点検報告書
- ③工程写真

【 業務要領 】

13 保守点検機器

(1)無試薬形残留塩素計 (FC400G) 各1台 計26台

①大岡地区 (6箇所)

- ・小聖配水池・宮平配水池・聖ヶ岡配水池
- ・四ヶ村五ヶ村高区配水池・南部配水池・中牧配水池

②信州新町地区 (11箇所)

- ・穂刈浄水場・精進屋第二配水池・南部ポンプ場・塩本配水池
- ・地場配水池・吐唄ポンプ場・左右配水池・中尾配水池・鹿道配水池
- ・日名ポンプ場・橋木ポンプ場

③中条地区 (9箇所)

- ・里原配水池・中条配水池・下五十里ポンプ場・清水配水池・須坂配水池
- ・長井配水池・臥雲院配水池・桜出配水池・大柿配水池

(2)表面散乱形濁度計 (TB400G) 各1台 計17台

①大岡地区 (2箇所)

- ・小聖配水池・四ヶ村五ヶ村高区配水池

②信州新町地区 (11箇所)

- ・穂刈浄水場 (浄水)・穂刈浄水場 (原水)・塩本配水池・平清水ポンプ場
- ・吐唄ポンプ場・中尾浄水場・南部ポンプ場・左右配水池・鹿道ポンプ場
- ・日名ポンプ場・橋木ポンプ場

③中条地区 (4箇所)

- ・臥雲院配水池・桜出配水池・清水配水池・大柿配水池

14 保守点検内容

残留塩素計・濁度計の機能維持を図るため機器の保守点検を実施し、必要に応じ機器の調整及び部品交換を行うものとする。また、主な点検内容は次のとおりとする。

- (1)設置状態
- (2)外観
- (3)変換部
- (4)検出部
- (5)動作テスト
- (6)サンプルによるテスト
- (7)測定状態
- (8)測定

(9) 交換部品

* 各種保守点検整備内容は別紙詳細点検項目参照

15 緊急保守点検（随時）

基本事項

(1) 点検範囲内の故障、機能障害等についての対応は速やかに行うものとする。

(2) 軽備なものについては、委託範囲内とし、その他については協議の上決定する。

16 交換部品

保守点検に伴い消耗部材の交換を行うものとする。

内容は設計書のとおり。

17 保守点検用工具等

保守点検に伴う工具、計測機器類及び消耗品は受注者の負担とする。

18 設備等の使用

業務を実施するために必要な電力、給水設備は発注者が提供するものとする。

19 浄水場運用について

浄水場点検において、浄水運用に直接関わる機器については手順表を提出し、承諾を受けた手順表に従い点検・整備を行うこと、浄水場運用を妨げないようにすること。

20 その他

その他の事項については、次のとおりとする。

(1) 業務に必要としない物を持ち込んで서는ならない。また、許可なく備品類を持ち出してはならない。

(2) 仕様書の定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び業務の履行にあたり不明な事項については、監督員と協議するものとする。なお、細部の作業事項については監督員の指示に従うものとする。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策で、作業従事者の健康管理を徹底すること。感染や濃厚接触の疑いがある場合は速やかに監督職員へ報告し、保健所等に相談し、その指導に従い適切な措置を講じること。